

りそな ワールド・セレクト・ファンド
りそな オールスター

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「りそな ワールド・セレクト・ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

りそな ワールド・セレクト・ファンド
(愛称：「りそなオールスター」)

追加型株式投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(交付目論見書)
2006 年 11 月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな ワールド・セレクト・ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 10 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 11 月 12 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社に対して投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身において記録しておくようにしてください。
3. 「りそな ワールド・セレクト・ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. 当ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・証券会社以外の金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に投資信託証券を通じて国内外の株式、債券や不動産等値動きのある資産を投資対象としていますので、市場価格の変動や投資対象となる有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書(交付目論見書)目次

ファンドの概要について

ファンドの概要	1
---------	---

ファンドの運用内容について

ファンドの特色	4
投資方針	9
投資対象	10
分配方針	11
投資制限	12

ファンドのリスクについて

ファンドの主なリスク	14
その他の留意点	16

ファンドのしくみについて

ファンドのしくみ	17
委託会社の概要	18
運用体制及びリスク管理体制	20

ファンドの申込方法について

買付(販売)の申込手続	21
換金(解約)の申込手続	22

ファンドにかかる費用・税金について

お客様に直接ご負担いただく費用・税金	23
ファンドで間接的にご負担いただく費用	23
税金の取扱	25

ファンドの運営方法について・その他

管理及び運営の概要	27
内国投資信託受益証券事務の概要	29
その他ファンドの情報	31
投資信託説明書(請求目論見書)の項目	32

ファンドの運用状況について

ファンドの運用状況	33
ファンドの財務ハイライト情報	33

『(参考)指定投資信託証券の概要』	34
『(参考)指定投資信託証券について』	37
『信託約款』	69
『用語解説』	95

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※ 政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます）が予めこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンドの運営方法・その他」中の《その他ファンドの情報》「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

ファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権※を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

以上

ファンドの概要

当ファンドの名称	りそな ワールド・セレクト・ファンド 愛称：りそなオールスター
商品分類	追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ
当ファンドの目的	主として、投資信託証券に投資をすることにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	主として、投資信託証券に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。組入対象投資信託証券は、変更されることがあります。
信託設定日	平成 18 年 12 月 22 日（金）
信託期間	平成 18 年 12 月 22 日（金）～無期限とします。
決算日	毎月 11 日（休日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として、毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、第 1 回目収益分配は、平成 19 年 3 月 12 日（月）とします。
募集期間	①当初募集期間：平成 18 年 11 月 13 日（月）から 平成 18 年 12 月 21 日（木）まで ②継続募集期間：平成 18 年 12 月 22 日（金）から 平成 20 年 2 月 8 日（金）まで ^{※1} ただし、ファンドの休業日 ^{※2} にあたる場合は、お申込みできません。 ^{※1} 継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ^{※2} ファンドの休業日とは、日本の証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日に該当する場合を指します。
募集上限	① 当初募集期間：2,000 億円 ② 継続募集期間：1 兆円 ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの概要

お申込単位	1 万円以上 1 円単位または 1 万口以上 1 万口単位 お申込みには、「自動けいぞく投資コース^{*1}」と、「一般コース^{*2}」の 2 つがあります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 ^{*1} 「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。 ^{*2} 「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。
お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額 (当初募集期間は 1 口当たり 1 円)
お申込手数料	3.15% (税抜 3.0%) を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約	原則として、毎営業日解約できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「解約請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。ただし、買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。
解約単位	1 口単位または 1 万口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	なし
解約代金のお支払い	解約請求受付日から起算して、原則として 5 営業日目からお支払いします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対し、年率 1.176% (税抜 1.12%) を乗じて得た金額。 この他、組入投資信託証券においても信託報酬等がかかります。
税金等	後記「ファンドにかかる費用・税金」をご覧ください。

委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社
販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行

【当ファンドの基準価額及び解約価額について委託会社の照会先】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

ファンドの特色

当ファンドは、主として投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特徴

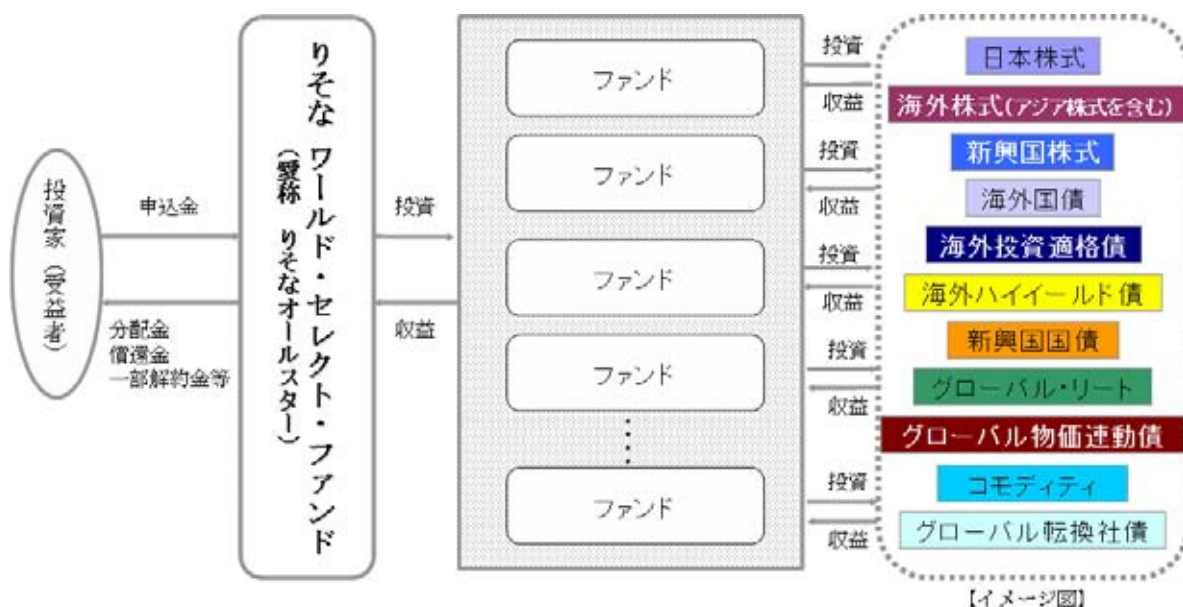
1. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ[※]方式で運用することを基本とします。
2. 世界の 11 種類の資産から選定した投資信託証券に分散投資を行うことを基本とします。組入投資信託証券は、適宜見直しを行い、入替を行うことがあります。
3. 原則として、毎月分配を行います。
4. 原則として、為替ヘッジは行いません。
5. 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

1 兆円を限度として信託金を追加することができます。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※ 投資信託証券のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託証券に投資する投資信託証券のことをいいます。一般的な投資信託証券は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託証券に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託証券から株式や債券などへ投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式の投資によるメリット

- ・ 資産規模の大きな投資信託証券（ファンド）へ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・ 少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・ 既に運用実績のあるファンドに投資ができます。



物価連動債（インフレリンク債）	物価上昇率（インフレ率）に連動して元本が変動する債券です。物価連動債を保有した場合、券面利率は固定されていますが、物価の上昇に連動して元本が増加するため、利払い額や償還額が増加します。
リート（不動産投資信託）	不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託の総称です。賃貸オフィスビルや賃貸マンションなど安定した収益を生んでいる不動産を取得し、その賃貸収入や売却により生じた収益から不動産の維持・管理費用や支払金利を差し引いた利益を投資家に分配します。
コモディティ（商品）	エネルギー、農産物、非鉄金属等の各商品を指します。
転換社債（CB）	所有者が一定期間内に発行企業に対し、請求すれば、あらかじめ定められた条件で、その発行企業の株式に転換することができる社債です。

ポイント 1

世界の11種類の資産に分散投資します。

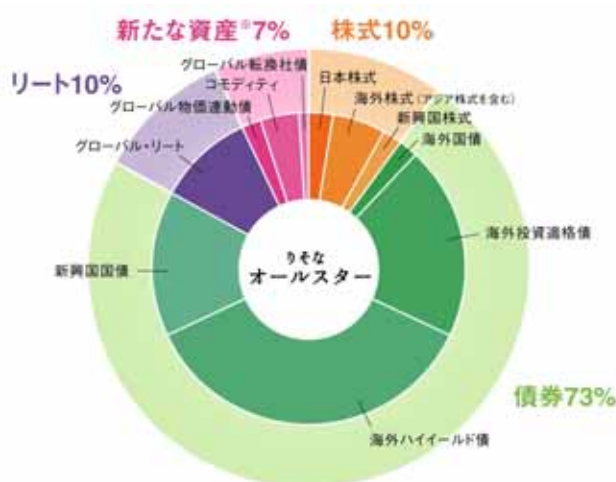
主として、投資信託証券に投資をすることにより、世界の11種類の資産^{※1}に分散投資^{※2}します。

※1 当ファンドでは、日本株式、海外株式（アジア株式を含む）、新興国株式、海外国債、海外投資適格債、海外ハイイールド債、新興国国債、グローバル・リート、グローバル物価連動債、コモディティ及びグローバル転換社債の11種類の資産をいいます。

※2 分散投資とは、さまざまな種類の資産に投資するという意味です。種類（株式や債券など）、地域、通貨など性格の異なる資産に投資することで、それぞれの資産の値段の動きを組み合わせることにより、全体で安定的な収益を目指せるということです。

《資産の分散・地域の分散》

- 世界の株式、債券に加えてリート、コモディティや物価連動債など新しい資産にも投資します。
- 地域について欧米の先進国からアジア、新興国まで投資先を拡大しています。



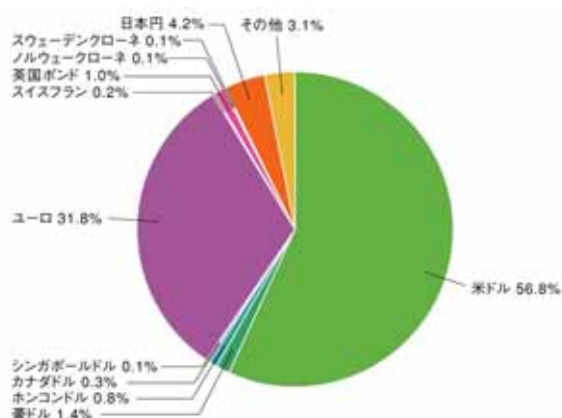
※新たな資産は、グローバル物価連動債、コモディティ、グローバル転換社債とします。

※上記は各資産の基本配分比率のイメージ図であり、実際のファンドの組入とは異なります。また、投資環境の変化により見直しを行う場合があります。

※上記イメージ図は、将来の投資成果等を保証あるいは予測するものではありません。

《通貨の分散》

- 世界の二大通貨（米ドル・ユーロ）に加えて、様々な通貨に分散します。



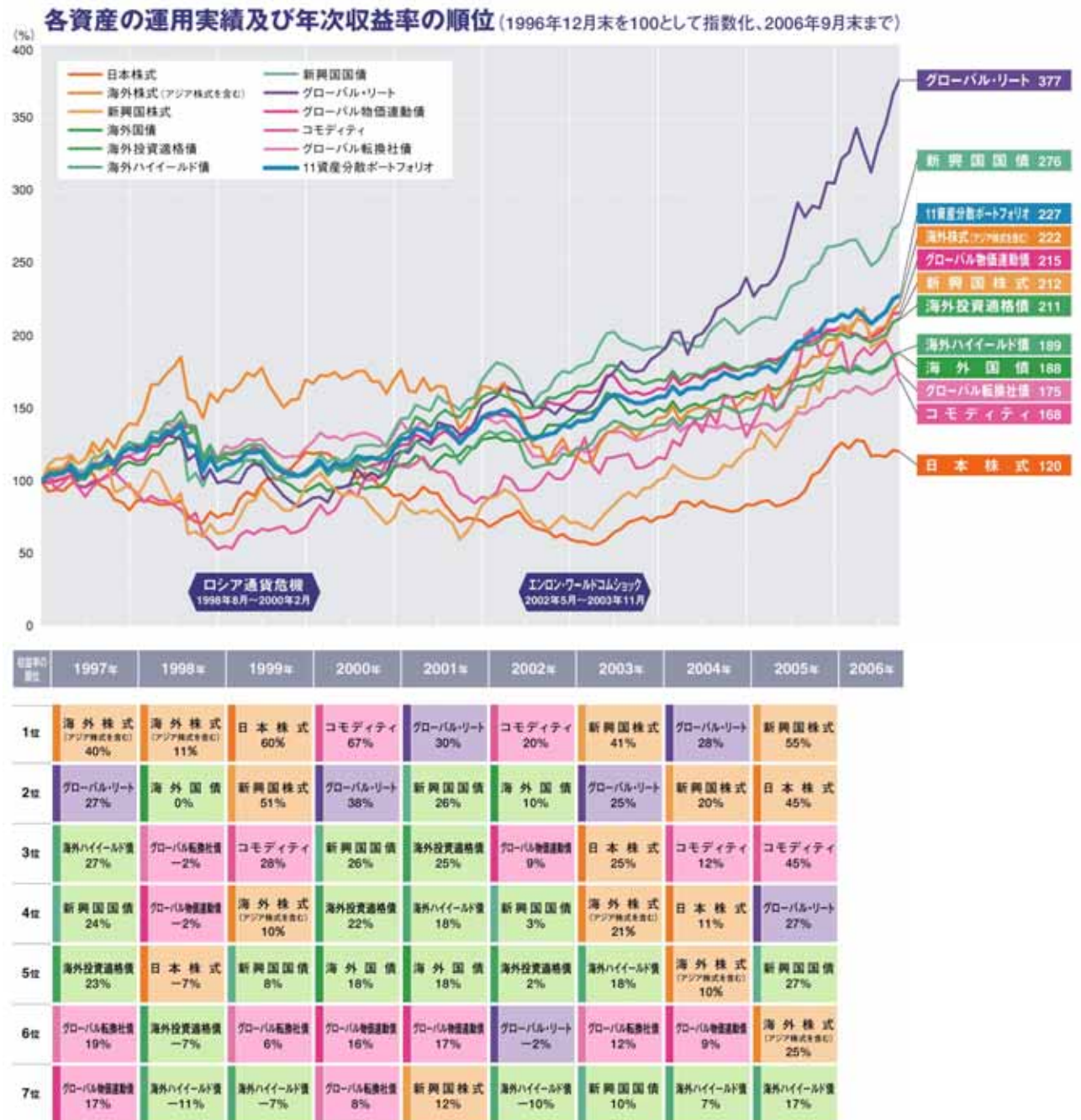
※上記グラフは、平成18年10月27日現在において「りそなオールスター」が投資予定とする投資信託証券の通貨比率とその基本投資比率を基に算出したものです。ただし、当該投資信託証券の中には、「りそなオールスター」の設定に合わせて新規設定するものがあり、当該投資信託証券についてはモデルポートフォリオに基づいた通貨比率を使用し、全体の数値を算出しております。

※上記グラフは、将来の投資成果等を保証あるいは予測するものではありません。

※構成比率の合計は四捨五入の影響で100%にならないことがあります。

《分散投資の効果》

■世界の11種類の資産に分散投資することで安定的な投資効果が期待されます。



*上記は、日本株式はTOPIX（配当込み）、海外株式（アジア株式を含む）はMSCIコクサイ・インデックス（グロス、円ベース）、新興国株式はMSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス、円ベース）、海外国債はシティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）、海外投資適格債はリーマン・ブラザーズ・グローバル総合社債インデックス（円ベース）（2001年6月まではリーマン・ブラザーズ米国社債インデックス（円ベース）を使用）、海外ハイイールド債はメリルリンチ グローバル・ハイイールド・インデックス（円ベース）（1997年12月まではメリルリンチ 米国ハイイールド・マスター・インデックスⅡ（円ベース）を使用）、新興国国債はJP モルガン EMBI グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）、グローバル・リートはS&P/シティグループ 世界REIT インデックス（円ベース）、グローバル物価連動債はバークレイズ世界インフレ連動国債インデックス（円ベース）、コモディティはゴールドマン・サックス・コモディティ・インデックス（トータル・リターン、円ベース）、グローバル転換社債はUBS グローバル・フォーカス CBインデックス（円ベース）に基づきクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成しています。11資産分散ポートフォリオは、各指数を「リソナオールスター」の基本資産配分比率に基づき、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が合成・計算しております（出所：ブルームバーグ、データストリーム等）。

*上記は、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を保証あるいは予測するものではありません。また、過去の指数に基づいて算出した結果であり、「リソナオールスター」の運用実績ではありません。

ポイント 2

世界有数の運用会社が運用する、厳選された投資信託証券に投資します。

(ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します)

りそなオールスター	投資対象資産・基本配分比率		指定投資信託証券			
	1 日本株式	2.5%程度	1 CA Funds ジャパン・バリュー	ルクセンブルグ	りそな信託銀行株式会社	2.5%程度
	2 海外株式 (アジア株式を主とする)	0.5%程度	2 DWS欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度
	3 新興国株式	2.0%程度	3 フィデリティ・US エキティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	フィデリティ・投資株式会社	2.0%程度
	4 海外外国債	2.0%程度	4 CA Funds グレーター・チャイナ	ルクセンブルグ	クレディ・アグリコル アセット・マネジメント・エス・エー	0.5%程度
	5 海外投資適格債	20.0%程度	5 CA Funds 韓国ファンド	ルクセンブルグ	クレディ・アグリコル アセット・マネジメント・エス・エー	0.5%程度
	6 海外ハイイールド債	36.0%程度	6 CA Funds インドファンド	ルクセンブルグ	クレディ・アグリコル アセット・マネジメント・エス・エー	0.5%程度
	7 新興国国債	15.0%程度	7 JPMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	日本	JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度
	8 グローバル・リート	10.0%程度	8 SG 海外国債インカムファンドF(適格機関投資家専用)	日本	ソシエテ・ジェネラル アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度
	9 グローバル物価連動債	2.0%程度	9 ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社	10.0%程度
	10 コモディティ	4.0%程度	10 CA Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	ルクセンブルグ	クレディ・アグリコル アセット・マネジメント・エス・エー	10.0%程度
	11 グローバル転換社債	1.0%程度	11 PCA 米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本	ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社	18.0%程度
			12 CA Funds ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド	ルクセンブルグ	クレディ・アグリコル アセット・マネジメント・エス・エー	18.0%程度
			13 JPM新興国ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	日本	JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社	15.0%程度
			14 CA グローバルREITマザーファンド	日本	クレディ・アグリコル アセット・マネジメント・エス・エー	10.0%程度
			15 ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債サブトラスト-FOFクラス	ケイマン	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	2.0%程度
			16 ゴールドマン・サックス・エンバース・コモディティサブトラスト-FOFクラス	ケイマン	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	4.0%程度
			17 JPMグローバル・コンバーティブル(ユーロ)	ルクセンブルグ	JPMオルガン・アセット・マネジメント(LUX)リミテッド	1.0%程度

*前記は平成18年10月27日現在の投資予定の投資信託証券の一覧(指定投資信託証券)です。今後、前記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは前記以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。また、各投資対象資産の基本配分比率及び各指定投資信託証券の基本投資比率は、投資環境の変化等により見直しを行う場合があります。



ポイント 3

原則として、毎月分配を行います。

- 原則として、毎月11日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
- 基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます)等を中心に分配する場合があります。
- ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- 第1回目収益分配は平成19年3月12日(月)とします。



資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

投資方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。当ファンドは、主として投資信託証券に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。

- ① 主として、投資信託証券に投資をすることにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、当初の投資対象資産毎の投資信託証券への基本配分比率は下記の通りとすることを基本とします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

	投資対象資産	基本配分比率
1	日本株式	2.5%程度
2	海外株式（アジア株式を含む）	5.5%程度
3	新興国株式	2.0%程度
4	海外国債	2.0%程度
5	海外投資適格債	20.0%程度
6	海外ハイイールド債	36.0%程度
7	新興国債	15.0%程度
8	グローバル・リート	10.0%程度
9	グローバル物価連動債	2.0%程度
10	コモディティ	4.0%程度
11	グローバル転換社債	1.0%程度

- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます）の中から、投資対象資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向等を勘案し、投資を行います。
- ④ 指定投資信託証券は運用の基本方針に鑑み、定性評価・定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託及び外国投資信託の受益証券（投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

投資対象

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるもの(CP)を除きます）
 - ニ．金銭の信託の受益権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、主として投資信託証券のほか、信託金を、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

分配方針

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎月 11 日。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第 1 回目の収益分配は、初回決算の平成 19 年 3 月 12 日とします。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

(iv) 収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるもの(追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの)とし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、各受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して 5 営業日目)から収益分配金交付票と引換に支払います。

2) 上記 1) の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日に収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。

3) 上記 1) に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について上記 1) に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して 5 営業日目(予定)からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資制限

【当ファンドの信託約款で定める投資制限】

- 1) 投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。
- 2) 株式への投資制限
株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託への投資制限
原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。
また、不動産を主たる投資対象とする投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図及び範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 資金の借入れの制限
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 8) 受託者による資金の立替え
 - (a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【法令により禁止または制限される取引等】

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます）等により、後記に掲げる取引は、禁止または制限されます。

1) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の 100 分の 50 を乗じた額が、当該信託財産に係る次の(a)、(b)に掲げる額（これらの取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします）ならびに(c)及び(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます）。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一または複数の有価証券若しくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

ファンドの主なリスク

当ファンドの主要投資対象は、投資信託証券であり、当該投資信託証券は、値動きのある資産（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

当ファンドにおける主な実質的リスクは、以下のとおりです。

①価格変動リスク

- ・上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、ファンドの基準価額は、ファンドが置かれている投資環境により変動します。
- ・新興国の株式市場は、欧米等の先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
- ・債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。一般に、債券価格は金利によって変動し金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。
- ・リート（不動産投資信託）は、株式と同様に証券取引所等で売買され、その価格及び配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、リーートの収益及び財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。
- ・商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由及び政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります）。

②金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になります。

③物価変動リスク

物価変動リスクとは、物価変動により、物価連動国債（インフレ連動国債）の元本や利金が増減するリスクをいいます。一般に、物価の下落は、物価連動国債（インフレ連動国債）の元本や利金を減少させるため、当ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する物価連動国債（インフレ連動国債）の価格が下落し、当ファンドの基準価額に影響します。

④信用リスク

- ・当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券が取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券は相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。
- ・相手方当事者が破産した場合、本来ならば相当の利益を得ていたと思われる場合でも、当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券の資金を回収することは不可能となり、受益者は多大な損失を被ることがあります。
- ・有価証券等への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に超過債務の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払い・元本償還能力は、（発行体）企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が不可能な場合にも、不利な変動をするおそれがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させるおそれがあります。また、当該発行体が債務不履行に陥った場合は、その債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなり、ファンドの基準価額の下落要因となります。
- ・ハイイールド債や新興国債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べて元金や利息の支払が滞るリスクがより高くなることが想定されます。

⑤流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。

⑥為替変動リスク

- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・当ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。従って、為替変動の影響を大きく受けます。
- ・外貨建資産は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動することがあります。

⑦カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国の経済状況は、先進国に比べて脆弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなることが予想されます。さらに政府当局による海外からの投資規制などの複数の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

⑧市場参加リスク

当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券が（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託財産の保管を委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券の資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

⑨ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危機が生じた場合には、重大な損失が生じるリスクがあります。

⑩政治的リスク

ある国の政治状況が、ファンドが投資する国の証券価値に影響を与えることがあり、結果としてファンドの基準価額にも影響が及ぶことがあります。

⑪分配金に関するリスク

当ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額は確定ではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

⑫規制の変更

- ・当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券は重大な不利益を被る可能性があります。

⑬その他

- ・前記以外にも、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・投資環境の変化などにより、継続募集期間の更新を行わないことや、募集を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。
- ・当ファンドが投資対象とする投資信託証券がファミリーファンド方式で運用を行うものがあります。複数のベビーファンドが同一マザーファンド（親投資信託証券）に投資することがあるため、他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。その結果、当ファンドの基準価額が影響を受ける可能性があります。
- ・当ファンドが投資対象とする投資信託証券は運用の基本方針に鑑み、定性評価・定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託及び外国投資信託の受益証券（投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指

ファンドのリスク

定されることにより、前記以外に当ファンドの基準価額の変動を及ぼすリスクが生じる可能性があります。

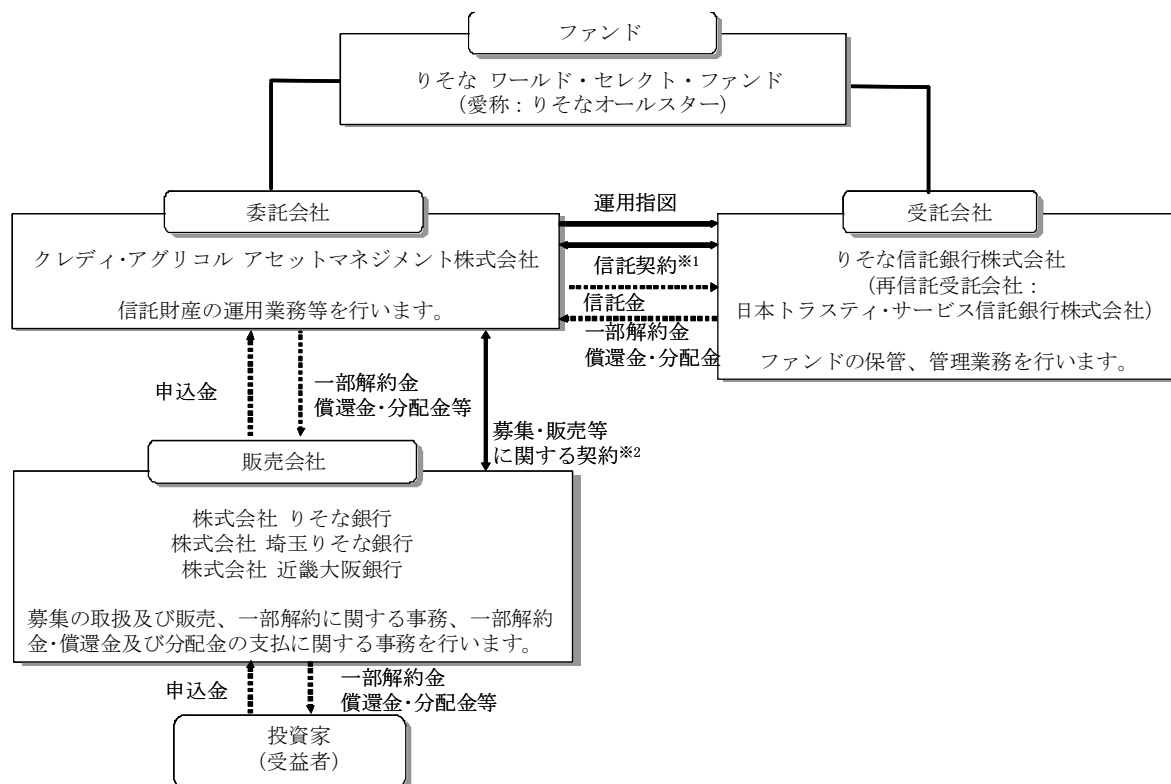
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、当初元本を下回る可能性があります。

その他の留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・証券会社以外の金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

ファンドのしくみ



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益証券、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において募集・販売等に関する契約を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

委託会社の概要

名称 : クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役 青野 晴延
 本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【委託会社の資本金】

3億円（有価証券届出書提出日現在）

【委託会社の沿革】

昭和61年 7月 1日	「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
昭和63年 6月 8日	証券投資顧問業の登録
平成元年 1月 31日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成2年 7月 20日	「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
平成6年 9月 20日	「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
平成7年 10月 2日	「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
平成9年 9月 1日	「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
平成10年 9月 30日	「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
平成10年 11月 24日	証券投資信託委託業の免許取得（法律改正に伴い、現在は認可取得）
平成13年 4月 25日	「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更

【大株主の状況】

（有価証券届出書提出日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
クレディ・アグリコル アセット マネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パスツール 大通り 90番地 75015	23,200株	100%

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、クレディ・アグリコル・グループ※の資産運用会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986 年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、日本株式の運用拠点としてパリ本社運用チームと連携した日本株式アクティブ運用を行っており、元本確保型ストラクチャード商品を中心とする投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

※クレディ・アグリコル・グループは、1894 年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第 1 位のユニバーサルバンク※¹（地銀 41 行、従業員数約 62,000 人超、9,100 支店※²）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA ー格、ムーディーズ社：Aa2 格、フィッチ社：AA 格※³）。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、商業銀行部門、地方銀行部門、資産運用部門、生命保険部門、損害保険部門、コンサルタント部門等と広範囲にわたっております。

また、2003 年 6 月にフランス大手銀行クレディ・リヨネを買収したことで、ユーロ圏最大級の金融グループとなっております。

※¹ 自己資本（第一分類）は 605.99 億米ドル（出所：The Banker, July 2006）に基づきます。

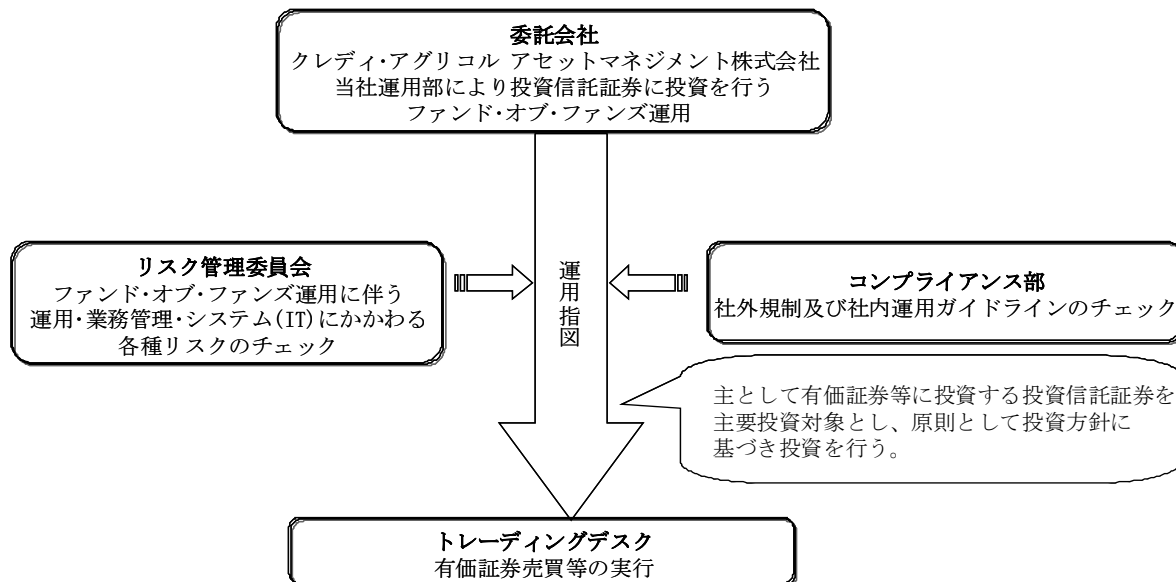
※² 2005 年 12 月末現在

※³ 2006 年 3 月末現在

運用体制及びリスク管理体制

【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



当ファンドの運用体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【リスク管理体制】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように2段階でリスクのモニター・管理を行っております。

・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からのフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入投資信託証券のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。またコンプライアンス部とともに、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守を徹底しております。

・業務上のリスク管理

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- (i) ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を確認します。
- (ii) 投資制限等に超過が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認。市場変動等外的要因による“一時的な超過”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは会長、社長、法務部長、コンプライアンス部長及び同スタッフ、業務管理本部長、運用部長）に報告されます。同委員会においては、決済に関わる問題、その他受託者責任上の諸問題が発生した場合の問題処理手続や再発防止策についても報告、議論がなされ、リスク管理について必要な方策を講じています。
- (iv) 四半期毎にリスク管理委員会（メンバーは全ての常勤取締役、法務部長、コンプライアンス部長及び運用部で構成）が開かれ、運用・業務管理・システム（IT）に関わるリスクの週次・月次モニターの結果等を通じてリスク管理体制全般の構築が行われています。

買付(販売)の申込手続

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

申込期間	当初募集期間	平成 18 年 11 月 13 日（月）から平成 18 年 12 月 21 日（木）まで
	継続募集期間	平成 18 年 12 月 22 日（金）から平成 20 年 2 月 8 日（金）まで ^{※1}
	ただし、ファンドの休業日^{※2}にあたる場合は、お申込みできません。 ^{※1} 継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ^{※2} ファンドの休業日とは、日本の証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日に該当する場合を指します。	
お申込単位	1 万円以上 1 円単位または 1 万口以上 1 万口単位 お申込みには「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の 2 つがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。 * 「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。 「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。 * 「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。	
お申込価額	当初募集期間	1 口当たり 1 円
	継続募集期間	取得申込日の翌営業日の基準価額
払込期日	当初募集期間	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
	継続募集期間	

※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出のものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金(解約)の申込手続

解約期間	原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。
解約単位	1口単位または1万口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
解約金の支払	解約金は、解約請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

- 1) 証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- 2) 受益証券の買取
販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。
買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

買付(販売)手続等及び換金(解約)手続等について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（平日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料 ^{※1}	3.15%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約時	所得税及び地方税	解約価額 ^{※2} の個別元本超過額 ^{※3} に対して課されます。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課されます。
償還時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額に対して課されます。

※1 申込手数料についての詳細はお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

委託会社のインターネットホームページ（<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>）でも販売会社の申込手数料等がご覧いただけます。

※2 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※3 お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

※ 当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

（注）税制が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

【信託報酬等】

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率 1.176%（税抜 1.12%）を乗じて得た金額	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.441%（税抜0.42%） *CA グローバル REIT マザーファンドにかかる投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から年率 0.01575%（税抜 0.015%）が支払われます。
		販売会社	年率0.6825%（税抜0.65%）
		受託会社	年率0.0525%（税抜0.05%）

信託報酬は、毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

なお、この他にファンドが投資対象とする組入投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

ファンドにかかる費用・税金

【(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬】

	指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）	ファンド籍
1	CA Funds ジャパン・バリュー	0.7000%以内	外国
2	DWS 欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	0.7980%（税抜 0.7600%）	国内
3	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド （適格機関投資家専用）	0.7560%（税抜 0.7200%）	国内
4	CA Funds グレーター・チャイナ	0.8500%以内	外国
5	CA Funds 韓国ファンド	0.8500%以内	外国
6	CA Funds インドファンド	0.8500%以内	外国
7	JPM エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）	0.9030%（税抜 0.8600%）	国内
8	SG 海外国債インカムファンド F（適格機関投資家専用）	0.4830%（税抜 0.4600%）	国内
9	ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	0.5775%（税抜 0.5500%）	国内
10	CA Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	0.5000%以内	外国
11	PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）	0.7350%（税抜 0.7000%）	国内
12	CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド	0.8000%以内	外国
13	JPM 新興国ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）	0.7875%（税抜 0.7500%）	国内
14	CA グローバル REIT マザーファンド	—	国内
15	ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債 サブ・トラスト-FOF クラス	0.5850%以内	外国
16	ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債ポートフォリオ ークラス I シェア	0.7100%以内	外国
17	ゴールドマン・サックス・エンハンスト・コモディティ・ サブ・トラスト-FOF クラス	0.5350%以内	外国
18	JPM グローバル・コンバーティブル（ユーロ）C（acc）—ユーロ	0.9500%以内	外国

上記の信託報酬率は、平成 18 年 10 月 27 日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍指定投資信託証券の場合は、委託会社等への報酬（委託者報酬）と受託会社等への報酬（受託者報酬）を合計した数字です。外国籍指定投資信託証券の場合は、基本的に投資顧問会社等への報酬（所謂、委託者報酬に相当）、保管銀行業務及び基準価額算定事務等に関する報酬（所謂、受託者報酬に相当）の他に、その他管理事務（登録、名義書換、監査、法律事務、印刷等の費用）に関する報酬を含む数字です。また、国内籍指定投資信託証券の場合、上記の他、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、監査費用等の費用も別途かかります。外国籍指定投資信託証券の場合、上記の他、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかり、設立費用、監査費用、法律関係の費用等の費用が別途かかるものもあります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については、「(参考) 指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、委託者が試算した概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

りそなオールスターの実質的な信託報酬率 （税込・年率）の概算値
1.81%程度

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成 18 年 10 月 27 日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

【その他の手数料等】

- ① 資金の借入れにかかる借入金の利息
信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。
- ② 信託事務等の諸費用
 - 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
 - 2) 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎年 5 月及び 11 月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

- ① 個別元本について
 - (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - (ii) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - (iii) 保護預りでない受益証券及び記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。
 - (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「③収益分配金の課税について」を参照）。
- ② 途中解約時及び償還時の課税について
途中解約時及び償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- ③ 収益分配金の課税について
追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際、
 - (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
 - (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ファンドにかかる費用・税金

④ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(i) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 及び償還時	平成 20 年 3 月 31 日まで	10% 所得税 (7%) 地方税 (3%)	途中解約時及び償還時の 個別元本超過額に対して 源泉徴収 (申告不要) さ れます。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	20% 所得税 (15%) 地方税 (5%)	
収益分配時	平成 20 年 3 月 31 日まで	10% 所得税 (7%) 地方税 (3%)	収益分配金のうち、「普通 分配金」に対して源泉徴 収 (申告不要) されます。 「特別分配金」には課税さ れません。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	20% 所得税 (15%) 地方税 (5%)	

※確定申告により総合課税の選択もできます。

(ii) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 及び償還時	平成 20 年 3 月 31 日まで	7% 所得税 (7%)	途中解約時及び償還時の 個別元本超過額に対して 源泉徴収されます。地方 税の源泉徴収はありません。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	15% 所得税 (15%)	
収益分配時	平成 20 年 3 月 31 日まで	7% 所得税 (7%)	収益分配金のうち、「普通 分配金」に対して源泉徴 収されます。地方税の源 泉徴収はありません。「特 別分配金」には課税され ません。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	15% 所得税 (15%)	

⑤ 買取時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「オルスタ」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（平日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

【保管】

販売会社は、受益証券を保護預り契約に基づいて保管（保護預り）するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

【信託期間】

平成18年12月22日から無期限とします。ただし、後記「【その他】1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

【計算期間】

1) この信託の計算期間は、原則として毎月12日から翌月11日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年3月12日までとします。

2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

【受益者の権利等】

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中解約（換金）請求権を有しています。

【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。

(b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

(c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。

(d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券（平成19年1月4日以降は「自己に帰属する受益権」）を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、5月及び11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

投資家が、委託会社の定める手続によって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に請求したときは、無記名式受益証券と引換に記名式の受益証券に、または記名式受益証券と引換に無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を取得した受益者は、取得した販売会社に申出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更及び無記名式受益証券から記名式受益証券への変更ならびに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することはできません。

(5) 受益証券の再発行

- ① 無記名式受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、委託会社は、無記名式受益証券を再交付します。
- ② 記名式受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときには、委託会社は、記名式受益証券を再交付します。
- ③ 委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、受益証券を喪失した場合の前記①及び②の規定を準用します。
- ④ 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

(注)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

①内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券です（以下「受益証券」といいます）。
原則無記名式ですが、記名式への変更も可能です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「③ 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託者であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

②発行価額の総額

1. 当初募集期間：平成 18 年 11 月 13 日(月)から平成 18 年 12 月 21 日(木)まで

2,000 億円を上限とします（なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます）は含まれていません）。発行価額の総額がファンドの効率的な運用を行うに必要な額に満たないと委託会社が判断した場合、設定を中止することがあります。

2. 継続募集期間：平成 18 年 12 月 22 日（金）から平成 20 年 2 月 8 日（金）まで※

1 兆円を上限とします（なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません）。

※継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

③振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

④日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

⑤有価証券届出書の写しの縦覧

委託会社が、有価証券届出書（有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます）の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。

投資信託説明書(請求目論見書)の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

当ファンドの運用は、平成 18 年 12 月 22 日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。当ファンドの運用状況については、有価証券報告書に記載されます。

ファンドの財務ハイライト情報

当ファンドの運用は、受益証券の募集終了後平成 18 年 12 月 22 日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、何ら資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行う予定です。

当ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載する当ファンドの経理状況を表示する信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 条）及び投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、付属明細表ならびに運用報告書に関する規則（平成 12 年総理府令第 133 号）の定めるところにより、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和 32 年大蔵省令第 12 号）に定める監査証明を添付することとしております。

(参考) 指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成 18 年 10 月 27 日現在で委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後指定投資信託証券の委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。
各投資信託証券の詳細につきまして、後述の「(参考)指定投資信託証券について」をご参照ください。

1. CA Funds ジャパン・バリュー	
商品分類	ルクセンブルグ籍会社型投資信託（円建）
投資顧問会社	りそな信託銀行株式会社
2. DWS 欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型（欧州型）／適格機関投資家私募
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ ゲー・エム・ベー・ハー
3. フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）	
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型（北米型）／適格機関投資家私募
委託会社	フィデリティ投信株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	Pyramis Global Advisors LLC
4. CA Funds グレーター・チャイナ	
商品分類	ルクセンブルグ籍会社型投資信託（米ドル建）
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン・リミテッド
5. CA Funds 韓国ファンド	
商品分類	ルクセンブルグ籍会社型投資信託（米ドル建※） ※投資するシェアクラスは円建となります。
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン・リミテッド
6. CA Funds インドファンド	
商品分類	ルクセンブルグ籍会社型投資信託（米ドル建）
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン・リミテッド
7. JPM エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）	
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／適格機関投資家私募
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
8. SG 海外国債インカムファンド F（適格機関投資家専用）	
商品分類	追加型株式投資信託／バランス型／適格機関投資家私募
委託会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント株式会社

9. ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	
商品分類	追加型株式投資信託／バランス型／適格機関投資家私募
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

10. CA Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	
商品分類	ルクセンブルグ籍会社型外国投資信託（ユーロ建）
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー

11. PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）	
商品分類	追加型株式投資信託／バランス型／適格機関投資家私募
委託会社	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	ピーピーエム アメリカ インク（PPM アメリカ）

12. CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド	
商品分類	ルクセンブルグ籍会社型外国投資信託（ユーロ建）
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー

13. JPM 新興国ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	
商品分類	追加型株式投資信託／バランス型／適格機関投資家私募
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

14. CA グローバル REIT マザーファンド	
商品分類	追加型株式投資信託／親投資信託
委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

15. ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債サブ・トラスト - FoF クラス	
商品分類	英領西インド諸島ケイマン籍契約型外国投資信託（米ドル建）
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ インターナショナル

16. ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債ポートフォリオ - クラス I シェア	
商品分類	ルクセンブルグ籍会社型外国投資信託 (米ドル建)
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

17. ゴールドマン・サックス・エンハンスド・コモディティ・サブ・トラスト - FoF クラス	
商品分類	英領西インド諸島ケイマン籍契約型外国投資信託 (米ドル建)
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ インターナショナル

18. JPM グローバル・コンバーティブル (ユーロ)	
商品分類	ルクセンブルグ籍会社型外国投資信託 (ユーロ建)
投資顧問会社	JP モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド

(参考) 指定投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資を行う投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成 18 年 10 月 27 日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託及び外国投資信託の受益証券（投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定される場合等があります。

CA Funds ジャパン・バリュース

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として日本株式に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（円建）です。投資するシェアクラスは、I2（円建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 18 年 12 月設定予定。ただし、りそな ワールド・セレクト・ファンドの設定日（平成 18 年 12 月 22 日（金））までに設定を予定しています）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	りそな信託銀行株式会社
管理会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行、管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.45%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.11%以内
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.14%以内
- 4) その他：組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
日本株式を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① バリュースタイルのプロセスを通じて、ファンダメンタルで割安または過小評価されていると投資顧問会社が判断した銘柄の選択を重視し運用を行います。
 - ② ヘッジ目的あるいは運用の効率化を図るため、金融派生商品を利用する場合があります。
 - ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3) 主な投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 同一銘柄の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
 - ③ 発行体の経営に対し多大な影響を行使できる議決権を有する株式の取得は行いません。
 - ④ 同一発行体の無議決権株式の10%を超える投資は行いません。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② 信用リスク

運用会社の概要

《りそな信託銀行株式会社》

りそな信託銀行株式会社は、国内有数の銀行グループであるりそなグループに属する信託銀行であり、企業年金制度の設計・管理業務、資産運用業務、資産管理業務の各分野で専門性の高いサービスを開発し、ご提供しています。運用資産残高は約 16 兆円と国内有数の資産規模を有し、中でも年金資産運用残高は、6 兆 3000 億円を超え、企業年金のリーディングカンパニーとしての実績を有しています。また、国内外の株式や債券などの資産運用を行うファンド・マネージャー、経済・市場・証券分析を行うアナリスト、あるいはポートフォリオ・マネージャーなど、総勢 150 名にのぼる運用スタッフが在籍し、アセットクラス、運用スタイル、市場など、多様なニーズに対応したプロダクト提供を行っています（2006 年 6 月末現在）。

DWS 欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

この投資信託は、親投資信託である DWS 欧州株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます）受益証券への投資を通じて、主として欧州の株式等を実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 21 日（木）設定予定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年 0.798%（税抜 0.76%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

欧州の株式等を主要投資対象とした親投資信託受益証券を主要投資対象とします。

2) 投資態度

① 主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

② 親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンド

1) 投資対象

信託財産の純資産総額の75%以上は欧州連合（EU）加盟国、ノルウェー、アイスランド（以下「主要投資対象国」）のいずれかに本社が所在する発行体の株式に投資します。

2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ④ ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーに運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 株式の価格変動リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ カントリーリスク
- ④ 流動性リスク
- ⑤ 金利リスク
- ⑥ 信用リスク
- ⑦ 破綻リスク
- ⑧ 取引先リスク
- ⑨ 大量解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

運用会社の概要

《ドイツ・アセット・マネジメント株式会社》

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社は、ドイツ銀行グループの資産運用部門であるドイツ・アセット・マネジメント・グループの日本における拠点です。ファンド数は56本（国内公募投信及び私募投信の合計）、運用資産額7,073億円（投資信託及び投資顧問契約分の合計）を有します。グループの運用資産額は約5,178億ユーロ（約75兆円@144.61円）です（2006年6月30日現在）。

《ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー》

ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーはドイツ・アセット・マネジメント・グループの投資信託運用会社です。世界各国に総勢700人超の専門家を擁するグループの調査・運用ネットワークを活用し、高い運用実績を実現することを目指します。

運用においては企業への取材などを通じて独自の視点で情報を収集・分析し、投資判断を行います。個々の銘柄選択においては、企業の競争力に着目し、長期的な成長性を重視します。

欧州株式運用チームは23ファンド、約8,139百万ユーロ（約1兆1,770億円@144.61円）の運用資産を有します（2006年6月30日現在）。

フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

この投資信託は、親投資信託であるフィデリティ・US エクイティ・インカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券を主要な投資対象とし、当該マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます）されている米国企業の株式等を主要な投資対象として、スタンダード&プアーズ 500 インデックスの配当利回りを上回る配当利回りを目指します。また長期的な投資信託財産の成長も目指します。

(2) 信託期間

無期限（平成 17 年 3 月 2 日（水）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	Pyramis Global Advisors LLC

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年 0.756%（税抜 0.72%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- ② ラッセル1000®バリュースインデックスをベンチマークとします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンド

1) 投資対象

米国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます）されている米国企業の株式等を主要な投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として米国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます）されている米国企業の中で、配当利回りが相対的に高い企業に主として投資し、スタンダード&プアーズ500インデックスの配当利回りを上回ることを主たる目標とします。
- ② ラッセル1000®バリュースインデックスをベンチマークとします。
- ③ 配当利回り及び長期的成長に注目した個別銘柄選択を行います。
- ④ 個別企業分析にあたっては、フィデリティ・グループのアナリストによる独自の企業調査情報を

(参考)指定投資信託証券について

活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。

- ⑤ ファンドのインカム収入を高めるために、有価証券の貸付を行う可能性があります。
- ⑥ ポートフォリオ構築にあたっては、綿密な企業調査により投資価値の高い企業に分散投資を行うことによりリスク分散を図ります。
- ⑦ 株式組入比率は原則として高くします。
- ⑧ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑨ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ⑩ 運用の指図に関する権限をPyramis Global Advisors LLCに委託します。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク
- ② 為替リスク
- ③ カントリー・リスク
- ④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
- ⑤ 信用リスク
- ⑥ 収益分配による基準価額の下落リスク

ファンド及びマザーファンドの運用においては、前記の投資態度を採用しておりますので、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

- ① ベンチマークとの乖離に関するリスク
- ② ボトム・アップ・アプローチに関するリスク
- ③ 運用担当者の交代に関するリスク
- ④ 有価証券先物取引等のリスク

運用会社の概要

《フィデリティ投信株式会社》

フィデリティ^(※1)は、世界の主要なマーケットにおいて、個人投資家から機関投資家まで幅広いニーズに対応した多岐に渡る金融サービスを提供しており、現在では世界有数の資産運用会社としての地位を確立しています。

FILの運用資産残高は、約2千800億ドル^(※2)、FMRの運用資産残高は、約1兆3千億ドル^(※2)となっており、全世界で500名以上^(※2)の株式及び債券のポートフォリオ・マネージャー、アナリストは互いの情報を共有し双方の強みを結集した運用を行っています。

日本での事業は1969年に開始され、投信、投資顧問を含む運用資産残高は約7兆円（うち公募投信残高約1兆6千億円）^(※2)に達しています。

(※1) 資本関係のない Fidelity International Limited (FIL、北米地域外における事業を統括する持株会社) 及び FMR Corp. (北米地域における事業を統括する持株会社) とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。

(※2) 2006年3月末現在

《Pyramis Global Advisors LLC》

「ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー(Pyramis Global Advisors LLC)」は、フィデリティが米国において運用サービスを提供するもののうち、米国内におけるミューチュアル・ファンド以外の、米国内機関投資家向けおよび海外の個人投資家、機関投資家向けに商品、サービスを提供することを目的として設立された「ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・ホールディングス」傘下の会社です。

*ベンチマークについて

ラッセル1000®バリュースコアインデックスは、ラッセルが公表している米国のバリュースコア株式に関する株価指数であり、米国の主要株式によって構成されております。当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はラッセルに帰属します。

CA Funds グレーター・チャイナ

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として香港の上場株式に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（米ドル建）です。投資するシェアクラスは、I2（米ドル建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 18 年 12 月設定予定。ただし、りそな ワールド・セレクト・ファンドの設定日（平成 18 年 12 月 22 日（金））までに設定を予定しています）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン・リミテッド
管理会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行・管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.45%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.27%以内
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.13%以内
- 4) その他：組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
香港の上場株式を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① 主として香港や中国本土に本社を有するか、これらの地域で主たる事業活動を行っている企業の香港上場株式に投資します。なお、中華民国か台湾に主な事業拠点を置いている、または主な事業活動を行っている香港非上場株式に投資することがあります。
 - ② 証券市場の制度変更等、正当な事由で株式投資を継続できない場合、投資制限の範囲内で、国債、政府保証債あるいは短期金融商品に投資することがあります。
 - ③ 当ファンドは、補完的に現金、預金や短期金融商品に投資することもあります。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3) 主な投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 同一銘柄の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
 - ③ 発行体の経営に対し多大な影響を行使できる議決権を有する株式の取得は行いません。
 - ④ 同一発行体の無議決権株式の10%を超える投資は行いません。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② 中国経済圏の株式への投資に関するリスク、政治的リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク
- ⑤ 流動性リスク
- ⑥ 外国投資規制リスク
- ⑦ インフレ・金利上昇リスク

運用会社の概要

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンは、クレディ・アグリコル・グループのアジアにおける資産運用を担当しております。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント (CAAM) は 1997 年 5 月 20 日、クレディ・アグリコル エス・エーのインドスエズ銀行買収により誕生しました。クレディ・アグリコルの資産運用部門の前身であるセジェスパーと、インドスエズ銀行の資産運用部門の前身であるインドスエズ・アセットマネジメントのビジネスを融合。セジェスパーは 1978 年に資産運用ビジネスを開始し、またインドスエズ銀行の資産運用部門の活動は 1950 年代初期にまでさかのぼります。1997 年、インドスエズ銀行をケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル (クレディ・アグリコル エス・エーの前身) が買収したことに伴い、セジェスパーの資産運用部門がインドスエズ・アセットマネジメントと合併し、インドカムと名称変更、ポートフォリオ・マネージャーとして資産運用ビジネスを行ってきました。2001 年 4 月、現在のクレディ・アグリコル アセットマネジメントに名称変更し、資産運用会社として事業分野を広げ、現在に至っております。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンはアジア地域の中心拠点として、1982 年に設立されました。

CA Funds 韓国ファンド

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として韓国の上場株式に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（米ドル建）です。投資するシェアクラスは、I2（円建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 18 年 12 月設定予定。ただし、りそな ワールド・セレクト・ファンドの設定日（平成 18 年 12 月 22 日（金））までに設定を予定しています）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン・リミテッド
管理会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行・管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.45%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.27%以内
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.13%以内
- 4) その他：組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

1) 投資対象

韓国の上場株式を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として韓国の上場株式に投資します。
- ② 韓国経済の多様性を反映するために、幅広い範囲の銘柄を選択し、潜在的な利益成長性及びそれを達成しうる経営資源、財務体質を備えていると考えられる企業を中心に投資します。その中でも、特に中小型株を重視します。
- ③ 主として株式に投資しますが、補完的に流動性資産に投資することがあります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
- ③ 発行体の経営に対し多大な影響を行使できる議決権を有する株式の取得は行いません。
- ④ 同一発行体の無議決権株式の10%を超える投資は行いません。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② 韓国の株式への投資に関するリスク、政治的リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク
- ⑤ 流動性リスク
- ⑥ 外国投資規制リスク
- ⑦ インフレ・金利上昇リスク

CA Funds インドファンド

(1) ファンドの特色

ファンドは、主としてインドの上場株式に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（米ドル建）です。投資するシェアクラスは、I2（米ドル建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 18 年 12 月設定予定。ただし、りそな ワールド・セレクト・ファンドの設定日（平成 18 年 12 月 22 日（金））までに設定を予定しています）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン・リミテッド
管理会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行・管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.45%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.27%以内
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.13%以内
- 4) その他：組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
インドの上場株式を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① 主としてインドの上場株式に投資します。なお、インド企業の米ドル建てADR（米国預託証券）及びGDR（グローバル預託証券）に投資することがあります。
 - ② インド経済の多様性を反映するために、幅広い範囲の銘柄を選択し、潜在的な利益成長性及びそれを達成しうる経営資源、財務体質を備えていると考えられる企業を中心に投資します。
 - ③ 主として株式に投資しますが、補完的に流動性資産に投資することがあります。
 - ④ ヘッジ目的に限定して、金融派生商品を利用することがあります。
 - ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
- ③ 発行体の経営に対し多大な影響を行使できる議決権を有する株式の取得は行いません。
- ④ 同一発行体の無議決権株式の10%を超える投資は行いません。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② インドの株式への投資に関するリスク、政治的リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク
- ⑤ 流動性リスク
- ⑥ 外国投資規制リスク
- ⑦ インフレ・金利上昇リスク

JPM エマージング株式ファンド F(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

当ファンドは、主として世界の新興国で上場または取引されている株式を投資対象とする JPM エマージング株式・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 11 日（月）設定予定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.903%（税抜 0.86%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

主として世界の新興国で上場または取引されている株式を投資対象とするマザーファンドを主要投資対象とします。

2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

① 株式への実質的投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質的投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

マザーファンド

1) 投資対象

① 世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。ここで「新興国」とは、投資顧問会社が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。

② 上記の株式には、以下の有価証券を含みます。

イ. 上記①の株式にかかる預託証券

ロ. 証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるオプションを表示する証券または証書のうち、上記①の株式（複数の銘柄の場合を含みます）または上記①の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「カバード・ワラント」といいます）

ハ. 社債（外国法人の発行するものを含みます）のうち、上記①の株式（複数の銘柄の場合を含みます）または上記①の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「株価連動社債」といいます）

2) 投資態度

① 主に、上記1) ①の株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

② 投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行います。

③ 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに運用の指示に関する権限を委託します。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 株価変動リスク
- ② 構成銘柄に関するリスク
- ③ 為替変動リスク
- ④ カントリー・リスク
- ⑤ キャピタル・ゲイン税等のマザーファンドへの計上タイミングに関するリスク
- ⑥ 投資銘柄集中リスク

運用会社の概要

《JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社》

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社は、「JP モルガン・アセット・マネジメント」グループの資産運用会社です。当グループは、東京をはじめ、ロンドン、香港、ニューヨーク及びコロンバスに主な運用拠点をもち、グローバルな運用体制を有します。ファンド数（年金口座を含む）はグループ全体で、3,739 本、運用資産額は 8,982 億ドルを有します。当ファンド（JPM エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用））のマザーファンドに係る運用指図に関する権限を J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。担当の運用チームは「グローバル・エマージング株式運用グループ」で、約 167 億ドル（約 1 兆 9,100 億円@114.315 円）の運用資産額を有しています。*データは全て 2006 年 6 月 30 日現在

SG 海外国債インカムファンド F(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

この投資信託は、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 22 日（金）設定予定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.483%（税抜 0.46%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

親投資信託であるSG 海外国債マザーファンド（以下「親投資信託」といいます）受益証券を主要投資対象とします。なお、国内外の公社債等に直接投資することがあります。

2) 投資態度

① 親投資信託受益証券への投資を通じて、主として日本を除くG7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（以下「ソブリン債」といいます）に投資を行い、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することがあります。

② 実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。

③ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3) 主な投資制限

① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

② 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

マザーファンド

1) 投資対象

世界主要先進国の政府・政府機関等が発行する債券（ソブリン債）を主要投資対象とします。

2) 投資態度

① 主として日本を除くG7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（ソブリン債）に投資し、インカム・ゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することがあります。

② 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。

③ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

④ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3) 主な投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(6) ファンドの主なリスク

① 価格変動リスク

② 信用リスク

③ 為替変動リスク

運用会社の概要

《ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント グループ》

- ・ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント グループは、フランスの大手金融機関であるソシエテ ジェネラル グループの3つのメイン業務のうちの1つである「グローバル・インベストメント・マネジメント・サービス」部門の「資産運用」を担っています。
- ・ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント株式会社は、同グループにおけるアジア地域運用拠点の中心的な存在として、常にグローバルに通用する水準を念頭に置いて運用にあたっています。
- ・主な運用拠点をパリ、東京、ロンドン、ロサンゼルス、シンガポールに置き、拠点毎に専門性のある運用プロダクトを提供する体制となっています。
- ・ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント株式会社の運用資産額は、投資顧問契約 19,493 億円、投資信託契約 3,466 億円です。その内、外貨建債券は投資顧問契約 426 億円、投資信託契約 438 億円（2006 年 6 月末現在）です。

ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

ファンドは、主としてドイツ・米国投資適格社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券への投資を通じて、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲインの確保を目指して運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 15 年 11 月 17 日（木）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.5775% (税抜 0.55%) を乗じて得た額とします。
なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。
上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

米国の事業債等を主要投資対象としたマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲインの確保を目指して運用を行います。
- ② 実質的に投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付（BBB格相当以上）を付与された債券及び同等の信用度をもつ債券とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンド

1) 投資対象

米国の信用力の高い公社債を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主に、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲインの確保を目指して運用を行います。
- ② 投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付（BBB格相当以上）を付与された債券及び同等の信用度をもつ債券とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 運用の指図に関する権限をドイツ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ 流動性リスク
- ④ 金利リスク
- ⑤ 信用リスク
- ⑥ 破綻リスク
- ⑦ 取引先リスク
- ⑧ 大量解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

CA Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資することにより、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるトータル・リターンの最大化を目指して運用を行います。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。投資するシェアクラスは、I2（ユーロ建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 11 年 2 月 1 日（月）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー
管理会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行、管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.30%
- 2) 保管銀行、管理事務代行会社への報酬：年率0.20%以内
- 3) その他：組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

1) 投資対象

欧州市場で取引されるユーロ建の固定あるいは変動利付社債等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として欧州市場で取引される、欧州または欧州以外の企業が発行するユーロ建の固定あるいは変動利付社債等に投資します。なお、セクター制限はありません。
- ② 原則として、スタンダード&プアーズ社やムーディーズ社などの国際的格付機関より投資適格（BBB格／Baa3格以上）と格付されている社債等に投資します。
- ③ ポートフォリオ全体の格付を高めるため、投資割合に制限なく、EMU（欧州経済通貨同盟）参加国の政府が発行または保証する債券にも投資することがあります。
- ④ 金利変動リスクに対応するため、先物、オプションあるいはスワップ等の金利派生商品を利用することがあります。
- ⑤ 発行体の信用リスクや債務不履行リスクのヘッジ目的のため、または裁定戦略※という戦略の範囲内で、クレジット・デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）を利用することがあります。
 ※クレジット・デリバティブの価格変動予測による取引、または2つの異なる発行体または同一発行体間の価格差を利用した取引、またはクレジット・マーケットと証券市場間のリスク格差を利用した取引等を利用する取引手法のこと。
 クレジット・デリバティブのエクスポージャーは、ファンドの純資産総額の40%以内とし、同一カウンターパーティのリスク・エクスポージャーは、ファンドの純資産総額の10%以内とします。なお、当該取引に特化した高格付けの金融機関とのみクレジット・デリバティブ取引を行うものとします。
- ⑥ クレジット・デフォルト・スワップの原資産の発行体格付は、最低BBB一格／Baa3格とします。
- ⑦ ファンドは、プロテクションの売り手または買い手となることができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において認可または取引されている譲渡可能なものに限定します。
- ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体、非加盟国あるいはEU加盟国の一つまたは複数が加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。

(参考)指定投資信託証券について

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 流動性リスク
- ⑤ 為替変動リスク

運用会社の概要

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、クレディ・アグリコル・グループの資産運用部門の総称です。欧州をはじめ、アジア、米国に活動拠点をもち、グローバルな運用体制を有します。市場、スタイル、種類において、多岐にわたる商品を提供しております。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーの運用資産残高は約 4,793 億ユーロ[※](約 67 兆円)に達しております。また、債券運用残高は、2,169 億ユーロ[※](約 30 兆円)となっております。

2004 年 7 月 1 日、クレディ・アグリコル エス・エー(1894 年に設立されたフランス最大級のリテール・バンクであり、クレディ・アグリコル・グループの中核)の資産運用部門である CA-AM と、クレディ・リヨネ・エス・エー(フランス大手銀行)の資産運用部門である CLAM の合併が完了し、現在の法人、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー(以下 CAAM と略称)が誕生しました。

[※] 2005 年 12 月末現在

PCA米国ハイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

PCA 米国ハイールド社債ファンドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）への投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資することにより、高水準の金利収入の確保と同時に有価証券の値上り益の獲得を目指し、収益性を重視した運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 16 年 3 月 22 日（月）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社
投資顧問会社	ピーピーエム アメリカ インク (PPM アメリカ)

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.735%（税抜 0.70%）を乗じて得た額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、S&P社またはムーディーズ社（以下、総称して「指定格付機関」といいます）のうち1社以上の格付機関からBー格相当以上の格付（S&P社において「Bー格」以上、あるいはムーディーズ社において「B3格」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。なお、組入時指定格付機関2社からBー格相当以上の格付を取得していたものの、組入後いずれか1社の格付がBー格相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券が指定格付機関のいずれからBー格相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 当初設定時及び償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ ピーピーエム アメリカ インク に運用の指図に関する権限を委託します。

3) 主な投資制限

① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

② 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンドの投資方針等

1) 投資対象

主として米国の高利回り社債（原則として指定格付機関による Bー格相当以上の長期信用格付を有するもの）を投資対象とします。

2) 投資態度

① 主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、指定格付機関のうち1社以上の格付機関からBー格相当以上の格付（S&P社において「Bー格」以上、あるいはムーディーズ社において「B3格」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。なお、組入時指定格付機関2社からBー格相当以上の格付を取得していたものの、組入後いずれか1社の格付けがBー格相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券が指定格付機関のいずれからBー格相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市場動向及び信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(参考)指定投資信託証券について

す。

- ⑤ ピーピーエム アメリカ インクに運用の指図に関する権限を委託します。

3) 主な投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 為替変動リスク
- ② 信用リスク
- ③ 金利リスク
- ④ 価格変動リスク
- ⑤ 流動性リスク

運用会社の概要

《ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社》

- ・ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は英国ブルーデンシャルグループの日本における資産運用会社として、生命保険や投資信託の資産を中心に運用しております。
- ・当グループは 1848 年に設立され、150 年以上の長い歴史を持つ総合金融サービスグループです。英国を代表する生命保険会社を中核とし、投資信託の発祥の地でもある英国を基盤に世界中のお客様へ質の高い金融商品・サービスをご提供しています。グループの運用資産総額は約 47.5 兆円（2005 年 12 月末現在）にのびります。

《ピーピーエム アメリカ インク (PPMアメリカ)》

- ・当ファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクは英国ブルーデンシャルグループの米国における資産運用会社であり、安定性が重視される生命保険や年金の資産運用を中心に行っています。特に社債の運用には強みを持っており、信用分析に基づくスプレッドの獲得により超過収益を追求する運用を得意としています。同社の債券の運用資産額は約 8.4 兆円（2005 年 12 月末現在）にのびります。

CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として欧州の高利回り債券等に投資することにより、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン及び為替差益によるトータル・リターンの最大化を目指して運用を行います。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。投資するシェアクラスは、I2（ユーロ建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成13年6月4日（月）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー
管理会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行、管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.40%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.30%以内
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.10%以内
- 4) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

1) 投資対象

欧州の高利回り債券等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として、欧州市場で発行される欧州の高利回り債券、欧州の発行体により発行される欧州の高利回り債券またはその他の高利回り債券（自由に交換可能な通貨建て）等に投資します。
- ② スタンダード&プアーズ社やムーディーズ社などの国際的格付機関よりハイイールド債（高利回り債券）（ダブルB格（BB格）以下）と格付されている債券等に投資します。
- ③ 必要に応じて為替ヘッジを行います。
- ④ 金利変動リスクに対応するため、先物、オプションあるいはスワップ等の金利派生商品を利用することがあります。
- ⑤ 発行体の信用リスクや債務不履行リスクのヘッジ目的のため、または裁定戦略※のために、クレジット・デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）を利用することがあります。
※ クレジット・デリバティブの価格変動予測による取引、または2つの異なる発行体または同一発行体間の価格差を利用した取引、またはクレジット・マーケットと証券市場間のリスク格差を利用した取引等を利用する取引手法のこと。
クレジット・デリバティブのエクスポージャーは、ファンドの純資産総額の40%以内とし、同一カウンターパーティのリスク・エクスポージャーは、ファンドの純資産総額の10%以内とします。なお、当該取引に特化した高格付けの金融機関とのみクレジット・デリバティブ取引を行うものとします。
- ⑥ ファンドは、プロテクションの売り手または買い手となることができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において認可または取引されている譲渡可能なものに限定します。
- ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体、非加盟国あるいはEU加盟国の一つまたは複数が加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ 流動性リスク
- ④ 金利変動リスク
- ⑤ 信用リスク

JPM 新興国ソブリン・ファンド F(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

当ファンドは、主として新興国のソブリン債券を投資対象とする JPM 新興国ソブリン・マザーファンド II (適格機関投資家専用) (以下「マザーファンド」といいます) の受益証券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

(2) 信託期間

無期限 (平成 18 年 12 月 11 日 (月) 設定予定)

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年 0.7875% (税抜 0.75%) の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

新興国のソブリン債券を投資対象とするマザーファンドを主要投資対象とします。

2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券 (マザーファンドの受益証券は除きます) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産への実質的投資割合には、制限を設けません。

④ デリバティブ取引 (有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引をいいます) の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

マザーファンド

1) 投資対象

主として新興国^{*1}の政府または政府機関の発行する債券^{*2}に投資します。ただし、マザーファンドの純資産総額の 20% を上限に、政府及び政府機関の発行する債券以外の新興国の債券に投資を行います。マザーファンドは、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクを主として反映する仕組債に投資する場合があります。その場合、当該債券は政府及び政府機関の発行する債券以外の新興国の債券とみなします。また、当該債券は反映する信用リスクを増大させる仕組みを持たないものとします。マザーファンドの投資対象は、主に米ドル建ての債券とします。ただし、マザーファンドの純資産総額の 25% を上限に米ドル以外の通貨建ての債券に投資します。

^{*1} 「新興国」とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、参考指標 (JP モルガン EMBI グローバル・ディバースファイド指数^{*3}) の構成国が該当します。参考指標とは、当ファンドの投資対象市場の動向をわかり易く示すために用いる指標です。

^{*2} 「政府または政府機関の発行する債券」とは、政府や政府機関により発行され、元本及びクーポンの支払いについて政府保証の付いた債券をいいます (以下「ソブリン債券」といいます)。

^{*3} J.P. Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。

同指数は、J.P. Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、米ドル建てのブレディ債 (1989 年のブレディ提案に基づいて新興国が発行し、米国市場ユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券)、ユーロ債及びローンで構成されている時価総額加重平均指数で、1993 年 12 月 31 日より算出されております。

＜参考指標の構成国＞

【アフリカ・中東地域】

南アフリカ、レバノン、
ナイジェリア、
エジプト、モロッコ、
チュニジア、
コートジボアール

【アジア地域】

フィリピン、マレーシア、
中国、インドネシア、
タイ、パキスタン

【中南米地域】

メキシコ、ブラジル、
ベネズエラ、
コロンビア、ペルー、
パナマ、チリ、
アルゼンチン、エクアドル、
ウルグアイ、
エルサルバドル、
ドミニカ共和国

【ロシア・欧州地域】

ロシア、トルコ、
ウクライナ、
ポーランド、ブルガリア、
ハンガリー、
セルビア・モンテネグロ

(2006年9月末現在)

2) 投資態度

- ① 主として世界の新興国のソブリン債券に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。
- ② 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引をいいます）の利用はヘッジ目的に限定しません。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 信用リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ 金利変動リスク
- ④ 新興国への投資に伴うリスク
- ⑤ 仕組債のリスク

CA グローバル REIT マザーファンド

(1) ファンドの特色

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ）されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます）を投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 22 日（金）設定予定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行株式会社
投資助言会社	りそな信託銀行株式会社

(4) 管理報酬等

委託会社及び受託会社は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

日本を含む世界各国の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として日本を含む世界各国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている不動産投資信託証券を投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② 投資にあたっては、銘柄ごとの配当利回り水準、流動性、市況動向等を勘案の上、投資銘柄を選定し、運用を行うことを基本とします。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社の投資助言を受けます。

3) 主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 株式への投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの利用は行いません。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク
- ② 為替リスク
- ③ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
- ④ 信用リスク
- ⑤ REITの価格変動リスク

ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債サブ・トラストー FoF クラス

(1) ファンドの特色

本ファンドは世界各国の物価連動債券を中心に分散投資を行うことにより、ベンチマークであるバークレイズ世界物価連動国債指数を長期的に上回ることを目的とします。

※ ファンドは、英領西インド諸島ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（米ドル建）です。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 21 日（木）設定予定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
受託会社	BNY ファンド・マネージメント（ケイマン）リミテッド
保管受託銀行	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク
管理事務代行会社	BNY オルタナティブ・インベストメント・サービスズ・インク
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(4) 管理報酬等

運用報酬：年率 0.500%

管理事務及び保管報酬：

230 百万米ドルまで：年率 0.070%

230 百万米ドル超－460 百万米ドルまで：年率 0.050%

460 百万米ドル超：年率 0.025%

受託報酬：

10 億米ドルまで：年率 0.015%

10 億米ドル超：年率 0.010%

（ただし、アンブレラであるゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストにおける管理事務、保管及び受託報酬の年間最低報酬を 65 千米ドルとします）

その他：i）組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、設立費用、監査費用等をファンドから支払います。

ii）ファンドにかかる諸経費は各受益証券に按分されます。投資顧問会社はファンドの報酬または諸費用を支払う場合があります。受託会社は投資顧問会社から支払われた報酬または諸費用を払戻す場合があります。ファンドは受益証券の販売やその他にかかる諸費用を負担します。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

- ① 国債、政府機関債及び地方債
- ② 国際機関債
- ③ 社債
- ④ モーゲージ証券、商業不動産ローン担保証券及びその派生商品等
- ⑤ 資産担保証券
- ⑥ 先物、オプション、スワップ
- ⑦ 通貨フォワード取引
- ⑧ 短期金融商品

2) 投資態度

- ① 主として、世界各国の物価連動債券等への投資を通じて、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② ポートフォリオのデュレーションについては、原則としてベンチマーク±5年以内とします。
- ③ ポートフォリオの平均格付は、原則としてA-格相当以上とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券または投資証券への投資は行いません。
- ④ 本ファンドは通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に運用資産総額の50%以上を投資します。

(参考)指定投資信託証券について

(6) ファンドの主なリスク

- ①物価変動リスク
- ②金利変動リスク
- ③信用リスク
- ④為替変動リスク

運用会社の概要

《ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント》

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（以下 GSAM）は、世界最大の投資銀行グループの一つであるゴールドマン・サックス・グループの資産運用部門として、1988年に設立されました。1988年の設立以来、大規模な買収等を行うことなく、運用資産残高を伸ばしてきており、2006年6月末現在では、世界15拠点に1,200人超の従業員を抱え、世界の機関投資家、政府系機関、個人投資家より約63.0兆円（5,494億米ドル、1ドル114.63円にて換算）（2006年6月末現在）を受託しております。運用資産は株式、債券、マネーマーケット、オルタナティブ・インベストメント等幅広く提供しております。顧客は、機関投資家、政府系機関から個人投資家までの幅広い顧客層を有しており、様々な運用商品を提供しております。

*ベンチマークについて

（本文章はパークレイズ・キャピタルが著作権を有します）

パークレイズ・バンク・ピー・エル・シーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタル（以下、「パークレイズ・キャピタル」といいます）は、ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債サブ・トラストFoFクラス（以下、「本ファンド」といいます）を後援または支持するものではなく、本ファンドを販売または宣伝をするものではありません。パークレイズ・キャピタルは、本ファンドや有価証券投資一般に関する適否に関して何らの意見を表明していません。パークレイズ・キャピタルは、独自に、「パークレイズ世界物価連動国債指数」（本指数）を決定、構成、算定します。パークレイズ・キャピタルは、本指数の決定、構成、算定の際に、本ファンドの保有者の要請を一切、考慮する必要がありません。パークレイズ・キャピタルは、本ファンドの管理、マーケティング、トレーディングに関して何らの義務や責任を負いません。

パークレイズ・キャピタルは、本指数、本指数に含まれるデータ、本指数配信にかかる解釈について、その品質、正確性、完全性に関して第三者に対して何らの責任を負いません。パークレイズ・キャピタルは、明示的・黙示的とを問わず、本指数にかかるライセンスやその他の指数の使用に関連して、本ファンドの保有者やその他の個人又は法人が本指数及び本指数に含まれるデータを使用したことにより被った結果に関して何らの保証をするものではありません。パークレイズ・キャピタルは、明示的・黙示的とを問わず、何らの保証をせず、また、本指数及び本指数に含まれるデータに関して、市場において通常備えているべき品質保証（マーチャントビリティ）や特定の使用目的のために備えているべき性能の保証をしないことを明記します。パークレイズ・キャピタルは、本指数及び本指数に含まれるデータの使用に起因する直接的損害や結果的損害を含む一切の損害について、一切責任を負いません。

パークレイズ・キャピタルが提供する情報やこの公表物で使われている情報は、パークレイズ・キャピタルの事前の許諾なく、いかなる方式でも複製することは許されておられません。パークレイズ・キャピタル・ピー・エル・シーは、イングランド No. 1026167 で登録されております。登録オフィスは、チャーチル プレース 1 ロンドン E145HP です。

ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債ポートフォリオ クラス I シェア

(1) ファンドの特色

本ファンドは世界各国の物価連動債券を中心に分散投資を行うことにより、ベンチマークであるパークレイズ世界物価連動国債指数を長期的に上回ることを目的とします。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（米ドル建）です。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 21 日（木）設定予定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
保管銀行/管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(4) 管理報酬等

- 1) 運用報酬：年率 0.50%
- 2) その他管理報酬等費用：年率 0.21%以内
- 3) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、設立費用、監査費用等。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

- ① 国債、政府機関債及び地方債
- ② 国際機関債
- ③ 社債
- ④ モーゲージ証券、商業不動産ローン担保证券及びその派生商品等
- ⑤ 資産担保证券
- ⑥ 先物、オプション、スワップ
- ⑦ 通貨フォワード取引
- ⑧ 短期金融商品

2) 投資態度

- ① 主として、世界各国の物価連動債券等への投資を通じて、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券または投資証券への投資は行いません。
- ④ 本ファンドは通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に運用資産総額の50%以上を投資します。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 物価変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク

(参考)指定投資信託証券について

*ベンチマークについて

(本文章はバークレイズ・キャピタルが著作権を有します)

バークレイズ・バンク・ピー・エル・シーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタル（以下、「バークレイズ・キャピタル」といいます）は、ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債ポートフォリオ クラス I シェア（以下、「本ファンド」といいます）を後援または支持するものではなく、本ファンドを販売または宣伝をするものではありません。バークレイズ・キャピタルは、本ファンドや有価証券投資一般に関する適否に関して何らの意見を表明していません。バークレイズ・キャピタルは、独自に、「バークレイズ世界物価連動国債指数」（本指数）を決定、構成、算定します。バークレイズ・キャピタルは、本指数の決定、構成、算定の際に、本ファンドの保有者の要請を一切、考慮する必要がありません。バークレイズ・キャピタルは、本ファンドの管理、マーケティング、トレーディングに関して何らの義務や責任を負いません。

バークレイズ・キャピタルは、本指数、本指数に含まれるデータ、本指数配信にかかる解釈について、その品質、正確性、完全性に関して第三者に対して何らの責任を負いません。バークレイズ・キャピタルは、明示的・黙示的とを問わず、本指数にかかるライセンスやその他の指数の使用に関連して、本ファンドの保有者やその他の個人又は法人が本指数及び本指数に含まれるデータを使用したことにより被った結果に関して何らの保証をするものではありません。バークレイズ・キャピタルは、明示的・黙示的とを問わず、何らの保証をせず、また、本指数及び本指数に含まれるデータに関して、市場において通常備えているべき品質保証（マーチャントビリティ）や特定の使用目的のために備えているべき性能の保証をしないことを明記します。バークレイズ・キャピタルは、本指数及び本指数に含まれるデータの使用に起因する直接的損害や結果的損害を含む一切の損害について、一切責任を負いません。

バークレイズ・キャピタルが提供する情報やこの公表物で使われている情報は、バークレイズ・キャピタルの事前の許諾なく、いかなる方式でも複製することは許されておりません。バークレイズ・キャピタル・ピー・エル・シーは、イングランド No. 1026167 で登録されております。登録オフィスは、チャーチル プレース 1 ロンドン E145HP です。

ゴールドマン・サックス・エンハンスド・コモディティ・サブ・トラストーFoF クラス

(1) ファンドの特色

本ファンドは、主として GSCI 先物等及び米ドル建ての投資適格債券等への投資を通じて、費用控除前ベースにおいてベンチマークであるゴールドマン・サックス・コモディティ・インデックスのトータル・リターン指数（以下、GSCI 指数といいます）を長期的に上回ることを目的とします。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。

(2) 信託期間

無期限（平成 17 年 12 月 19 日（月）設定、FoF 専用シェアクラスを新たに追加する予定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
受託会社	BNY ファンド・マネージメント（ケイマン）リミテッド
保管受託銀行	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク
管理事務代行会社	BNY オルタナティブ・インベストメント・サービスズ・インク
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(4) 管理報酬等

運用報酬：年率 0.450%

管理事務及び保管報酬：

230 百万米ドルまで：年率 0.070%

230 百万米ドル超－460 百万米ドルまで：年率 0.050%

460 百万米ドル超：年率 0.025%

受託報酬：

10 億米ドルまで：年率 0.015%

10 億米ドル超：年率 0.010%

（ただし、アンブレラであるゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストにおける管理事務、保管及び受託報酬の年間最低報酬を 65 千米ドルとします）

その他：i）組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、設立費用、監査費用等をファンドから支払います。

ii）ファンドにかかる諸経費は各受益証券に按分されます。投資顧問会社はファンドの報酬または諸費用を支払う場合があります。受託会社は投資顧問会社から支払われた報酬または諸費用を払戻す場合があります。ファンドは受益証券の販売やその他にかかる諸費用を負担します。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

- ① GSCI先物ないしはGSCIを構成する商品先物・オプション等
- ② 米国内外の国債、政府機関債及び地方債
- ③ 国際機関債
- ④ 米国内外の社債
- ⑤ モーゲージ証券、商業不動産ローン担保証券及びその派生商品等
- ⑥ 資産担保証券
- ⑦ ヤンキー債及びユーロ債
- ⑧ 通貨フォワード取引
- ⑨ 短期金融商品

2) 投資態度

- ① 主として、GSCI先物等及び米ドル建ての投資適格債券等への投資を通じて、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② ポートフォリオのデュレーションについては、原則として2年以内とします。
- ③ 組入対象債券の格付は組入時においてBBB一格相当以上とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(参考)指定投資信託証券について

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一発行体の組入比率は運用資産総額の5%を上限とします。ただし、米国財務省証券、政府関係機関債券(委託者またはその再委託先が政府関係機関債券と同等の信用度を有するとみなす債券を含みます)及び短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。
- ④ 投資信託証券または投資証券への投資は行いません。
- ⑤ 本ファンドは通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に運用資産総額の50%以上を投資します。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 商品先物の価格変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク

*ベンチマークについて

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーまたはその関連会社(以下、個別にまたは総称して「ゴールドマン」といいます)は GSCI^R 指数または GSCI^R 指数に含まれるデータの質、正確性及び/または完全性を保証しません。ゴールドマンは、ライセンシー、本商品の所有者またはその他の個人もしくは法人がゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーとのライセンス契約により許諾された権利に関連して GSCI^R 指数または GSCI^R 指数に含まれるデータの使用等により得る結果について、明示的なものであるとまたは黙示的なものであるとを問わず、いかなる保証も行いません。ゴールドマンは、GSCI^R 指数または GSCI^R 指数に含まれるデータが商品性を有することまたは特定の目的もしくは使用に適合することに関するあらゆる保証を明示的に放棄します。ただし、前記の定め効力を制限することなく、いかなる場合であれ、ゴールドマンは、その発生可能性について通知を受けていた場合であっても特別損害、懲罰的損害、間接的損害または派生的損害(利益の逸失を含みます)に対しいかなる責任も負いません。

JPM グローバル・コンバーティブル(ユーロ)

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として世界各国の転換権付有価証券及びワラントに分散投資し、収益の確保を目指して運用を行います。

※ ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。投資するシェアクラスは、C（acc）（ユーロ建）です。

(2) 信託期間

無期限

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	JP モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド
管理会社	JP モルガン・アセット・マネジメント (ヨーロッパ) エス・エー・アール・エル
保管銀行・管理事務代行会社	JP モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率 0.75%
- 2) 保管銀行、管理事務代行会社等への報酬：年率 0.20%以内
- 3) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、法律関係の費用等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
世界各国の転換権付有価証券及びワラントを主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① ファンドの資産総額（現金及び現金同等物を除きます）の67%以上は、転換権付有価証券及びワラントに投資します。これらの発行体は、新興国市場を含む世界各国に所在する発行体とします。
 - ② 転換権付有価証券には、転換社債、転換権付ノート、転換権付優先株式及びその他の転換権または交換権付有価証券を含みます。
 - ③ ファンドは、補完的に債券及びその他の債務証券、株式及びエクイティ・リンク証券（預託証券及びその他の参加権を含みます）、インデックス・ノート及びパーティシペーション・ノート、エクイティ・リンク・ノート、現金及び現金同等物に投資する場合があります。
 - ④ また、UCITS（譲渡可能証券共同投資事業）またはその他のUCI（共同投資事業）に投資する場合があります。
 - ⑤ ファンドの基準通貨はユーロですが、他の通貨建て資産を組み入れる場合があります。ただし、ファンドの資産の大部分はユーロ建てあるいはユーロにヘッジします。
 - ⑥ ファンドは、ヘッジ目的及び運用の効率化を図るため、金融派生商品を利用することがあります。また、運用の効率化を図るため、譲渡可能有価証券及び短期金融商品に関する手法及び取引（有価証券の貸付またはレポ取引を含みます）を行うことがあります。
 - ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 3) 主な投資制限
 - ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において取引されている譲渡可能なものに限定します。
 - ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体あるいは機関、または別の適格国あるいはEU加盟国の一つまたは複数が加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。
 - ③ 貴金属、商品、商品先物取引契約またはこれらを表象する証書への投資またはこれらに関わる取引は行いません。
 - ④ 不動産の所有権、これに関するオプション、不動産に関する権利あるいは不動産に基づく何らかの利得の売買は行いません。ただし、不動産又は不動産に基づく何らかの利得によって担保された有価証券や不動産投資（不動産に基づく何らかの利得への投資を含む）を行う会社が発行した有価証券への投資を行うことがあります。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク

追加型株式投資信託

りそな ワールド・セレクト・ファンド

(愛称「りそなオールスター」)

信託約款

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
りそな ワールド・セレクト・ファンド

運用の基本方針

信託約款 21 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。当ファンドは、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ）を主要投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、投資信託証券に投資をすることにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、当初の投資対象資産毎の投資信託証券への基本配分比率は下記の通りとすることを基本とします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

投資対象資産		基本配分比率
1	日本株式	2.5%程度
2	海外株式（アジア株式を含む）	5.5%程度
3	新興国株式	2.0%程度
4	海外国債	2.0%程度
5	海外投資適格債	20.0%程度
6	海外ハイイールド債	36.0%程度
7	新興国国債	15.0%程度
8	グローバル・リート	10.0%程度
9	グローバル物価連動債	2.0%程度
10	コモディティ	4.0%程度
11	グローバル転換社債	1.0%程度

- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます）の中から、投資対象資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向等を勘案し、投資を行います。
- ④ 指定投資信託証券は運用の基本方針に鑑み、定性評価・定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託及び外国投資信託の受益証券（投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

信託約款

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券以外への投資は、信託約款第 20 条の範囲内で行います。
- ② 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。
- ④ 原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ 1 ファンドへの投資割合は純資産総額の 50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます)ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には 50%以上の取得が出来るものとします。
また、不動産を主たる投資対象とする投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎月 11 日。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第 1 回目の収益分配は、初回決算の平成 19 年 3 月 12 日とします。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそな ワールド・セレクト・ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的、金額及び限度額)

- 第2条 委託者は、金2,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第47条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。
- <平成19年1月4日以降、第4条は以下の通り変更されます。>

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- <平成19年1月4日以降、第5条は以下の通り変更されます。>

(当初の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、2,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

信託約款

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

- ② この信託のすべての受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ)の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。
- ③ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、この信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)に当該申請の手続きを委任することができます。
- ④ この信託のすべての受益権は、社振法に基づく投資信託振替制度へ移行するため、受益者は受益証券を保護預り契約に従って委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の保護預りとするものとし、受益証券の引出の請求は行わないものとします。

<平成19年1月4日以降、第9条は以下の通り変更されます。>

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ)の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益

証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

＜平成19年1月4日以降、第10条は以下の通り変更されます。＞

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益証券の申込単位、価額及び手数料等)

第11条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に關する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に1万口以上1万口単位をもって当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。なお、第9条の規定により発行される受益証券の取得申込者は、社振法に基づく投資信託振替制度への移行の取扱を規定した別に定める保護預り約款及び当該投資信託振替制度に移行した振替受益権の管理について定めた投資信託受益権振替決済口座管理約款に従って委託者の指定する証券会社及び登録金融機関と契約を結んだものに限るものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(日本の証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日であることを指します。以下同じ)にあたる場合は、受益証券の取得の申込を受付けないものとします。
- ③ 1. 第1項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

＜平成19年1月4日以降、第11条は以下の通り変更となります。＞

(受益権の申込単位、価額及び手数料等)

第11条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に關する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約(以下「別に定

信託約款

める契約」といいます)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の場合の取得申込日がファンドの休業日(日本の証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルクの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日であることを指します。以下同じ)にあたる場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。
- ③ 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消すことができます。

(受益証券の種類)

第12条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券、の8種類とします。

- ② 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第1項の受益証券を保護預り契約に基づき保管するものとします。
- ③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約及び保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第1項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

<平成19年1月4日以降、第12条は以下の通り変更となり、また、第12条の2が追加されます。>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第12条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換に記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換に無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第 34 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

＜平成 19 年 1 月 4 日以降、第 13 条は削除されます。＞

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

＜平成 19 年 1 月 4 日以降、第 14 条は削除されます。＞

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

＜平成 19 年 1 月 4 日以降、第 15 条は削除されます。＞

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

＜平成 19 年 1 月 4 日以降、第 16 条は削除されます。＞

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。

＜平成 19 年 1 月 4 日以降、第 17 条は削除されます。＞

(受益証券の再交付の費用)

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

＜平成 19 年 1 月 4 日以降、第 18 条は削除されます。＞

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるもの(CP)を除きます)
 - ニ. 金銭の信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます)のほか、次の有価証券(本邦通貨表示のものに限り)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン

信託約款

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第20条の2 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）、第25条第2項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条、第20条第1項及び第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱は、第24条、第29条、第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第22条 委託者は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をしません。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得が出来るものとします。

- ② 不動産を主たる投資対象とする投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図及び範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管及び処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むもの及びこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に定める基準の全てに適合するものを委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること。
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示及び記載の省略)

第28条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月 12 日から翌月 11 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 19 年 3 月 12 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

信託約款

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用及び監査報酬)

第36条 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息並びに信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び当該監査費用にかかる消費税等相当額(以下「諸経費」といいます)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、毎年5月及び11月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第37条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の112の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、第1項に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次のように処理します。

1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除く)に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数に

より加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第3項及び第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金及び償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

＜平成19年1月4日以降、第39条は以下の通り変更となります。＞

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払)

- 第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます）に支払います。
 - ④ 一部解約金（第42条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ）は、第42条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項（第2項を除く）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
 - ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

- 第40条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

＜平成19年1月4日以降、第40条は以下の通り変更となります。＞

(収益分配金及び償還金の時効)

- 第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

- 第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

信託約款

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<平成 19 年 1 月 4 日以降、第 41 条は以下の通り変更となります。>

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 39 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 39 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 39 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 42 条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます。以下本条において同じ)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第 2 項に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

<平成 19 年 1 月 4 日以降、第 42 条は以下の通り変更となります。>

(信託の一部解約)

第 42 条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます。以下本条において同じ)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益権または委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に帰属する受益権については 1 口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 第 1 項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第 2 項に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以

降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第43条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消し等に伴う取扱)

- 第45条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱)

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする

信託約款

旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

＜平成19年1月4日以降、第49条は以下の通り変更となります。＞

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

＜平成19年1月4日以降、第50条の次に第50条の2として以下が追加となります。＞

(質権口記載又は記録の受益権の取扱)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

＜平成19年1月4日以降、付則第1条が追加されます。＞

付則第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年12月22日

委 託 者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受 託 者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 田中 卓

別に定める投資信託証券

信託約款第 20 条及び運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券及び投資法人または外国投資法人の投資証券)をいいます。

投信会社／投資顧問会社	ファンド名	ファンド籍
日本株式		
りそな信託銀行株式会社	CA Funds ジャパン・バリューー I2 クラス	ルクセンブルグ
海外株式（アジア株式含む）		
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	DWS 欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本
フィデリティ投信株式会社	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド (適格機関投資家専用)	日本
クレディ・アグリコル アセットマネジメント ・ホンコン・リミテッド	CA Funds グレーター・チャイナー I2 クラス	ルクセンブルグ
	CA Funds 韓国ファンドー I2 クラス	ルクセンブルグ
	CA Funds インドファンドー I2 クラス	ルクセンブルグ
新興国株式		
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	JPM エマージング株式ファンド F(適格機関投資家専用)	日本
海外国債		
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント 株式会社	SG 海外国債インカムファンド F(適格機関投資家専用)	日本
海外投資適格債		
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本
クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ エス・エー	CA Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンドー I2 クラス	ルクセンブルグ
海外ハイイールド債		
ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社	PCA 米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本
クレディ・アグリコル アセットマネジメント ・エス・エー	CA Funds ヨーロピアン・ハイイールド・ボンド・ファンド ー I2 クラス	ルクセンブルグ
新興国国債		
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	JPM 新興国ソブリン・ファンド F(適格機関投資家専用)	日本
グローバル・リート		
クレディ・アグリコル アセットマネジメント 株式会社	CA グローバル REIT マザーファンド	日本
グローバル物価連動債		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント ・エル・ピー	ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債 サブ・トラストー FOF クラス	ケイマン
	ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債 ポートフォリオークラスIシェア	ルクセンブルグ
コモディティ		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント ・エル・ピー	ゴールドマン・サックス・エンハンスト・コモディティ・ サブ・トラストー FOF クラス	ケイマン
グローバル転換社債		
JP モルガン・アセット・マネジメント(UK) リミテッド	JPM グローバル・コンバーティブル(ユーロ) C(acc)ーユーロ	ルクセンブルグ

親 投 資 信 託

(CAグローバルREITマザーファンド)

信託約款

親投資信託
(CAグローバルREITマザーファンド)

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ）されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として日本を含む世界各国の証券取引所に上場されている不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- ② 投資にあたっては、銘柄ごとの配当利回り水準、流動性、市況動向等を勘案の上、投資銘柄を選定し、運用を行うことを基本とします。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社の投資助言を受けます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行いません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限
同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブの利用は行いません。

信託約款

親投資信託 (CAグローバルREITマザーファンド)

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第 1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的及び金額)

- 第 2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条第1項及び第2項、第37条第1項、第38条第1項及び第40条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

- 第 5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

- 第 6条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

- 第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第 8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます）の処理を行う前の信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第18条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行及び種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの

ハ. 約束手形

ニ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(投資の対象とする有価証券の範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

4. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券及び第4号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第14条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）、第19条第2項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条及び第13条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第18条、第23条及び第24条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管及び処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むもの及びこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

② 受託者は、前項のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

信託約款

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（有価証券の保管）

- 第20条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。
- ② 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

- 第21条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の表示及び記載の省略）

- 第22条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

（有価証券売却等の指図）

- 第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

- 第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

- 第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

- 第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

- 第27条 この信託の計算期間は、毎年5月12日から翌年5月11日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年12月22日から平成19年5月11日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

- 第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する計算書及び報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する計算書及び報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

- 第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

- 第30条 委託者及び受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。

(追加信託金及び一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第34条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約の一部解約)

第35条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第41条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第36条の規定に従い信託契約の解約を行う場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行う場合において、第36条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 18 年 12 月 22 日

委 託 者 東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受 託 者 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 田中 卓

用語解説

委 託 会 社	認可を受けた投資信託委託会社であり、「投信会社」「運用会社」とも呼ばれます。受託会社と締結した信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）や運用報告書の作成等を行います。
運 用 報 告 書	受益者（お客さま）に、ファンドの運用実績・運用状況等をお知らせするための書類です。原則として、ファンドの計算期間毎に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者の皆様にお渡しします。
基 準 価 額	ファンドを購入または途中解約する時の基準となる価額で、純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての受益者の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動き等により日々変動します。当ファンドでは、1万口当たりの価額で表示されます。
受 託 会 社	信託業務を営む金融機関又は信託会社であり、「受託者」とも呼ばれます。委託会社の指図に基づき、信託財産の保管・管理や基準価額の計算を含む信託財産の計算等を行います。信託財産は、受託会社自身の財産と分別して管理されています。
純 資 産 総 額	ファンドに組入れられている株式や公社債等をすべて時価評価し、株式の配当金や公社債等の利息などの収入を加えたものから、未払金などの負債総額やファンドの運用に必要な費用などを差し引いたもので、ファンドの信託財産が全体でいくらになっているかを表す金額です。
信 託 期 間	ファンドが設定されてから終了するまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意の上、所定の手続きを行うことによって信託期間を変更することができます。
信 託 財 産 留 保 額	ファンドを途中解約する際に、解約時の基準価額から控除される金額です。当ファンドでは信託財産留保額を徴収しないため、解約価額は基準価額と同額になります。
信 託 報 酬	ファンドの運用・管理にかかる費用で、ファンド毎に一定の率が決められ、ファンドの中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
設 定 日 / 信 託 設 定 日	ファンドの運用を開始する日です。ファンドについて、委託会社と受託会社が信託契約を締結します。
追 加 型 投 資 信 託	オープン型投資信託ともいいます。ファンドの設定・運用開始後も買付け・売却ができる投資信託のことです。
販 売 会 社	ファンドの販売を行う会社（銀行や証券会社等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。
ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。投資信託証券から株式や債券などへの投資します。
ベ ン チ マ ー ク	ファンドの運用を行うにあたり、基準とする指標（＝インデックス）です。ベンチマークが定められている場合は、投資信託説明書（目論見書）に記載されます。

りそな ワールド・セレクト・ファンド
(愛称：「りそなオールスター」)

追加型株式投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(請求目論見書)

2006 年 11 月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

本書は証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな ワールド・セレクト・ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 18 年 10 月 27 日に関東財務局長に提出しており、平成 18 年 11 月 12 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな ワールド・セレクト・ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. 当ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・証券会社以外の金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に投資信託証券を通じて国内外の株式、債券や不動産等値動きのある資産を投資対象としていますので、市場価格の変動や投資対象となる有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書(請求目論見書)の目次

第1 ファンドの沿革		1
第2 手続等		1
1 申込（販売）手続等		1
2 換金（解約）手続等		2
第3 管理及び運営		3
1 資産管理等の概要		3
2 受益者の権利等		5
第4 ファンドの経理状況		6
1 財務諸表		6
2 ファンドの現況		6
第5 設定及び解約の実績		6

第1 ファンドの沿革

平成18年12月22日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始（予定）

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

1) お申込みの受付場所

当ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行
------	---

2) 申込期間と申込価額

申込期間		申込価額
当初募集期間	平成18年11月13日(月)から 平成18年12月21日(木)まで	当初発行価格（1口当たり1円）
継続募集期間	平成18年12月22日(金)から 平成20年 2月 8日(金)まで※	申込日の翌営業日の基準価額

ただし、日本の証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会の定める休業日のいずれかに該当する場合は、お申込みできません。

※継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

3) 申込単位

1万円以上1円単位または1万口以上1万口単位とします。

お申込みには「自動けいぞく投資コース」と、「一般コース」があります。

*「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金の「再投資」と「定期引出」のご選択が可能です。「定期引出」をご希望されるお客さまは、別途定期引出契約をお申込みください。

*「一般コース」は、収益分配時に分配金を受取るコースです。

ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱となる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

前記コースについては途中で変更することはできません（ただし、全保有受益証券売却後に新たにご購入される場合を除きます）。

販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益証券の取得申込を行う「定時定額購入取引（積立）」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ）を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

1) 途中解約※の受付

※途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

2) 途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約の実行の請求の受付は、月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午後3時まで（半日営業日の場合には午前11時）とさせていただきます。午後3時（半日営業日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日でのお取り扱いとさせていただきます。
- (b) 途中解約の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中解約の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 解約価額は、途中解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 解約単位

1口単位または1万口単位とします。

4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、解約価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中解約の実行の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6) 受益証券の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。

買取のお取り扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益証券の買取を中止すること、及び既に受付けた受益証券の買取を取消することができます。

*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

※ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。

第 3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社團法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「オルスタ」の名称で掲載されます。なお、基準価額は 1 万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前 9 時～午後 5 時

（半日営業日は午前 9 時～午前 11 時半）

インターネットホームページ：http://www.jp.ca-assetmanagement.com

(2) 保管

販売会社は、受益証券を保護預り契約に基づいて保管（保護預り）するものとします。この場合、受益証券は混蔵保管されます。ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託期間は平成 18 年 12 月 22 日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4) 計算期間

1) この信託の計算期間は、原則として毎月 12 日から翌月 11 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 19 年 3 月 12 日までとします。

- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) その他

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更」の（c）の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由

- を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。
ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
(e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券(平成19年1月4日以降は「自己に帰属する受益権」)を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、5月及び11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託者が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から分配金交付票と引換に受益者にお支払いします。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(休日の場合は当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日目)から受益証券と引換えに受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

③ 途中解約(換金)請求権

- 1) 受益者は、1口単位または1万口単位で途中解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約実行日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券（平成19年1月4日以降は「自己に帰属する受益権」）を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

当ファンドの運用は、受益証券の募集終了後平成18年12月22日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、何ら資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行う予定です。

当ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載する当ファンドの経理状況を表示する信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59条）及び投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、付属明細表ならびに運用報告書に関する規則（平成12年総理府令第133号）の定めるところにより、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）に定める監査証明を添付することとしております。

1 財務諸表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

第5 設定及び解約の実績

該当事項はありません。



りそな ワールド・セレクト・ファンド

りそな オールスター

(愛称)